

ご意見の内容

国民健康保険税と介護保険料について、年金受給者が支払いやすいように納期を年金支給月の年6回にできないか。

町からの回答

令和5年10月17日に開催された六戸町国民健康保険運営協議会において、国民健康保険税の納期を年金支給月に設定できないかという要望があることを話題提供いたしました。

来年2月開催予定の次回の運営協議会において、現在の納期(7月から翌年1月までの7期)を見直すことに伴う課題や影響等を提示し、今後の国民健康保険税の納期のあり方を検討することとなりました。

年金受給者の皆様にとって国民健康保険税の納付が大きな負担となっていることは承知しておりますが、町全体としてどうしていくべきかを慎重に検討する必要がありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国民健康保険税の納期の方向性が定まり次第、介護保険料の納期についても見直しを行うのか、協議したいと考えております。

※この回答は税務課で作成したのになります。